

これを読んで20秒！！

No.636

社長のためのお勉強

令和6年3月15日
〒540-0012 大阪市中央区谷町2-7-4
株式会社堀口オフィス
TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

6月から定額減税が開始

令和6年6月から所得税・個人住民税の定額減税が実施されます。

◆定額減税の対象となる人

国内に住所を有する個人で、令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下
(給与所得者の場合は年収2,000万円以下)である人

◆定額減税額

納税者及び扶養家族1人につき4万円(所得税3万円・住民税1万円)

定額減税の方法は所得の種類により異なります。

減税対象者	所得税の減税	住民税の減税
給与所得者	・6月支給時の源泉徴収額から ※引ききれない分は翌月以降に繰り越し	・6月分は徴収なし ・7月～翌年5月までの11か月間(特別徴収)で均等に
事業所得者 不動産所得者	・2025年3月の確定申告時に ・予定納税(7,11月)がある人は予定納税時に	・6月徴収分(普通徴収)から ※引ききれない分は次回(8月)以降に繰り越し
年金所得者	・6月支給時の源泉徴収額から ※引ききれない分は次回(8月)以降に繰り越し	・10月徴収分(特別徴収)から ※引ききれない分は次回(12月)以降に繰り越し

◆定額減税とあわせて低所得者に対する給付措置も設けられています。

- ・住民税非課税の世帯 … 3万円(前年給付済) + 7万円を給付
- ・所得税非課税で住民税納税の世帯 … 10万円を給付
- ・上記世帯のうち子育て世帯 … 18歳以下の子供1人あたり5万円を追加給付

郵送ではなくe-mailでの配信を希望される方はご連絡ください

HORIGUCHI
Accounting & Tax office